

農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成 18 年 7 月 26 日（水）

14:00～15:50

場所：農林水産省第2特別会議室(本館4階)

○議題：生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定について（第3回）

開 会	
宮丸上席表示・規格専門官	（出欠状況報告（石塚委員、加藤専門委員、河道前専門委員欠席）、部会の成立の確認の後、畑江部会長の委員辞任（18.6.28）に伴う部会長の選任を互選により行い、栗生委員が部会長に就任したことを報告。）
水田表示・規格課長	（挨拶）
規 格 案 に つ い て	
栗生部会長	本日は前2回の議論をふまえて、生産情報公表養殖魚の日本農林規格案についてご検討頂きたい。事務局より説明をお願いします。
藤田表示・規格課課長補佐	（資料2及び資料3について説明）
武田裁培養殖課課長補佐	（参考資料2について説明）
第1条の目的、第2条の定義について	
垣添委員	事前配付資料では養殖の定義があったが、配布資料ではなくなっている。他の法令等で定義がなされていないなら、残したほうがよい。
藤田表示・規格	この部分は法令審査部門の指摘である。「養殖魚」は一般的な用語で

課課長補佐	あり、特に変わった養殖魚だけを対象にするのではないので定義を外してはどうかということ。規格を見ただけでは分かりにくければ、Q&Aで解説していきたい。
垣添委員	水産物の場合、天然と養殖の比較が常にいわれる。養殖とはこういうものだと法令上定まっているのであれば教えて欲しい。
藤田表示・規格 課課長補佐	水産物の品質表示基準で養殖の定義として「養殖」とは、「幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。」と規定している。
鈴木（教）委員	その定義で言うとカキは餌を与えていないので養殖でなくなる。市場では養殖か天然かで問題になる。天然岩ガキ、養殖ガキなどがあり区別が良く分からない。
武田裁培養殖課 課長補佐	いかだでぶら下げている貝類や海草類は餌を与えていなくても漁業の統計上は養殖に計上されている。
水田表示・規格 課長	水産物品質表示基準に規定されている定義は、「養殖」という表示をしなくてはいけないものがどういう範囲のものかという考え方から決められており、餌を与えることで品質が変わってくるので、給餌するかどうかを基準としている。一方で、水産行政の観点からは、漁業の形態として、管理しているかどうかを基準としている。このように違いがあるが、「養殖」という言葉の整理は今後考えていかなければいけない課題であると思う。
内藤委員	「蓄養」と「養殖」の違いはなにか。
武田裁培養殖課 課長補佐	日本でいう蓄養は、餌を与えずに置いておくというイメージであり、餌を与える養殖と区別されている。ただ、外国におけるマグロの養殖の場合、翻訳の関係から「蓄養」という用語が使われていることがある。
内藤委員	「蓄養」ではなく「養殖」と表示させるべき。
水田表示・規格 課長	外国産の「蓄養」マグロも餌を与えて大きくするので、養殖に該当し、「養殖」と表示することが必要。
長谷川委員	天然種苗は捕獲した場所の記載があるが、人工種苗の場合は場所や、稚魚の段階で与えた餌の種類や商品名は公表しなくてもよいのか。

藤田表示・規格課課長補佐	人工種苗はどこで養殖を開始したか、与えた餌の種類や商品名は移動履歴情報を確認すればわかるということ。
水田表示・規格課長	資料3の5頁は天然種苗での公表例だが、人工種苗の場合は、移動履歴情報の①が最初の種苗を生産する第1番目の養殖業者になる。
小坂委員	消費者が外国産種苗であると判断できるのは養殖場所だけか。
藤田表示・規格課課長補佐	外国産かどうかは天然種苗の場合は漁獲場所で判断できる。外国の沿岸で捕れた稚魚を外国で中間種苗まで育成した場合、移動履歴情報の中で養殖業者は日本の業者名でも、養殖場の所在地が外国であれば外国産種苗であると判断できる。
川畑委員	実際に生産情報の公表例が資料3に示されているが、外国沿岸で稚魚を採取して、その外国で中間育成したときの生産情報は公表事項には入らないのか。
藤田表示・規格課課長補佐	中間種苗を育成した養殖業者が外国の会社なら外国の会社名、住所は外国の住所が出てくる。養殖場も外国の地先水面という形で出てくる。給餌した飼料や医薬品情報もその間の日本以外でやっていた部分も含めて全て移動履歴情報として入ってくる。
川畑委員	養殖業者と移動履歴情報に出てくる業者は同じになるのか。
藤田課長補佐	資料3の公表例では、最終的な情報公表の責任を持つのはJASの認定を受けた養殖業者又は認定生産行程管理者となる。その下の移動履歴情報として、一番目に養殖をした人、二番目に養殖した人の情報を一番上の事業者が責任を持って公表するという形で、種苗から出荷までの情報が全て公表されることを例示している。
水田表示・規格課長	この公表例は天然種苗を取ってきて、それを①の事業者から②の事業者に移して、最終出荷者である一番上の事業者に渡し養殖が完了して出荷されるという事例だが、一番上の事業者の公表情報に「種苗の種別」（天然種苗）の項目があるのでわかりにくくなっている。移動履歴情報の最初の辺りに「種苗の種別」を記載した方が分かりやすいかもしれない。その点を踏まえて、Q&Aで整理したい。
濱田委員	天然種苗の漁獲場所を狭い範囲で限定するということで具体的に示してあるが、モジャコの場合は高知県沖よりもっと操業範囲は広く九州沿岸、四国沖等である。もう少し実態に近い表記にすべきではないか。

藤田表示・規格課課長補佐	あくまでも表記の例である。実態に応じて消費者がわかりやすい形で公表していけばよい。
栗生部会長	水産用医薬品の生産情報についてのご意見を願います。
小坂委員	資料3の6頁、水産用医薬品の公表情報について、生物学的製剤の用例が少ないが、あくまでも例と考えてよいか。
小嶋畜水産安全管理課課長補佐	最近ワクチンの開発が盛んであり、資料に記載されているのは例である。
小坂委員	ビタミン剤は公表情報に入れたほうがよいと思う。
小嶋畜水産安全管理課課長補佐	医薬品は病気が起きた時に使うワクチン等と、ビタミン剤のように日常的に使うものがある。日常的に使っているものを全て克明に記載させると、養殖業者の公表作業が煩雑になってくる。消費者にとって重要な情報は、抗生物質や合成抗菌剤の使用情報と考え、ビタミン剤については除いている。
藤田表示・規格課課長補佐	生産情報公表牛肉・豚肉についても、ビタミン剤の使用情報の公表は事業者の負担が過大になってしまうため対象外にしているので、養殖魚についても同じ整理をしている。
内藤委員	ビタミンは栄養素だから除外するということか。
小嶋畜水産安全管理課課長補佐	栄養素ということでなく、食品衛生法で「人の健康を損なうおそれのないことが明らかなもの」として除外しているので、栄養素であったとしても人の健康に影響するようなもので、医薬品として使われていれば公表することになると思う。
小坂委員	親魚にホルモン剤を使うことについて教えてほしい。
武田裁培養殖課課長補佐	技術開発という形でホルモン剤を与えてより大きな養殖魚を作るという研究例はあるが、稚魚への使用例は把握していない。
稲垣委員	種苗生産で、従来は温度調整によって産卵時期を調節しているが、産卵を促進させるためにホルモン剤を使用する例はある。
小坂委員	排卵誘発ホルモン剤の投与は生産情報と考えるのか。

藤田表示・規格 課課長補佐	ホルモン剤は生産者の話では一般的に使用するものではないことと、この J A S 規格は養殖の種苗から出荷するまでの情報で、それ以前の段階は対象としないと考える。
小坂委員	水産用医薬品の中にホルモン剤に該当する医薬品があるのか教えてほしい。
小嶋畜水産安全管理課課長補佐	ホルモン剤として承認されている水産用医薬品はない。人が食する養殖魚にホルモン剤を直接使用してはならないこととされている。

第3条の規格、第4条の品質に関する表示の基準について

徳永委員	表示の方法で「小売業者以外」とは、仲買や市場の業者が対象ということか。小売業者が中央市場等で購入した時、この識別番号は小売り者にも引き継がれるのか。
藤田課長補佐	認定生産行程管理者あるいは養殖業者が識別番号等の情報を付けて次の流通に渡す。そして流通から小売業者の各段階で情報を正確に伝達していくという仕組みになっている。
高浜委員	表示例で、識別番号等は一括表示の中に新たに入れ込むのか、又は別にするのか。
藤田課長補佐	記載方法についてこの表示例通りという決まりはない。表示例であって、生鮮食品品質表示基準・水産物品質表示基準で、名称、養殖の別、原産地を表示し、近接して生産情報公表養殖魚等が記載してあればよい。
栗生部会長	養殖魚はこれからかなり交雑種が出てくると思うが、ブリとヒラマサをかけた魚に対し、「ブリヒラ」という名称ははまだ一般的に認められていないと思うので、どのように表記することになるのか。
藤田表示・規格 課課長補佐	この規格では、一般的な名称について規定していない。消費者が見て誤認しないような分かりやすい表示をすべきと考える。水産庁でまとめたガイドラインによると、ブリ×ヒラマサ（交雑種）という表示例がある。
栗生部会長	親魚が分かるように書かれるということですね。

全体を通しての意見

徳永委員	水産用医薬品について、人間がアレルギーを起こすものは含まれていないのか。魚に薬を投与してから何日間か出荷しない決まりはあるか。
小嶋課長補佐	抗菌・抗生物質等で人間に対してアレルギーがあっても、魚の体内から完全に消失するまでの期間は出荷してはいけないという薬事法の決まりがある。
熊代委員	生活学校で養殖魚について勉強しているが、医薬品の使用量に対する制限は国で定めているのか。
小嶋畜水産安全管理課課長補佐	残留して人の健康に影響を及ぼす抗生物質、合成抗菌剤等については、薬事法で用法・用量が決められており、魚の体重と投与量、最大投与期間、投与終了後に魚体から医薬品が完全に消失するまでの出荷停止期間は薬事法で規定されている。
熊代委員	検査はないのか。
小嶋畜水産安全管理課課長補佐	使用方法については県が指導している。出荷されたあとは管轄が厚生労働省になり、食品衛生法で抜き打ちで検査しており、残留性を調べている。残留が確認されたものには、流通が禁止されるし、残留の原因を調べ、薬事法に違反しているのであれば、薬事法に基づいて罰則が適用される。
熊代委員	検査をきちんとして欲しいという消費者からの要望が強い。
小嶋畜水産安全管理課課長補佐	残留検査は厚生労働省の所管になっているが、食品の安全性を確保することのためといっても全て検査することはできないので、決められた使用方法を守ることが徹底させることが一番大事なことだと思う。自治体で巡回指導や講習会を実施し、業界団体の全国海水養魚協会でもいろいろ実施している。
栗生部会長	議論も出尽くしたので、生産情報公表養殖魚の日本農林規格案について了承されたということでJ A S 調査会総会に報告したいがいかがか。 (異議なし) 了承された旨 J A S 調査会総会に報告する。

そ の 他

(特になし)

水田表示・規格
課長

委員の皆様のご審議ありがとうございました。本日は承された生産情報公表養殖魚の日本農林規格についてパブリック・コメントの手続き、WTO 通報等を実施した後、総会でご審議して頂く予定。